

一般廃棄物収集運搬・処分業等の申請の手引き

(令和6年4月改定)

刈谷市内で一般廃棄物の収集運搬業及び処分業等を行う場合は市長の許可が必要です。申請から許可までの流れは下記のとおりとなりますが、現在、本市においては安定した収集及び処理が維持できているため、原則、新規の申請は受け付けをしていません。

ただし、本市が安定した収集及び処理が維持できていないと判断した場合などには、予告なく受け付けを再開します。

1 申請から許可までの流れ

① **申請者** 申請書の提出



② **刈谷市** 申請内容の審査



③ **刈谷市** 許可対象の申請者へ申請手数料の納付書を発送



④ **申請者** 申請手数料の納付



⑤ **刈谷市** 納付確認後、許可証を発送

2 書類の提出部数 各1部

※1申請につき申請手数料3,200円が必要です。

申請書を審査した上で、後日、納付書を申請者あて郵送します。

※提出書類等は全てA4サイズで統一してください。

3 提出先

刈谷市役所ごみ減量推進課（清掃センター内）窓口へ持参（郵送不可）

【受付時間】平日（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）

8時30分から17時15分まで（12時から13時を除く）

4 提出書類

(1) 一般廃棄物収集運搬・処分業等許可申請書

(2) ア：法人の場合 登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書）、定款

イ：個人の場合 住民票（本籍地が記載されており、個人番号（マイナンバー）は記載されていないもの）

※登記事項証明書及び住民票は、申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。

※写しの場合は、原本証明されたものが必要です。

(3) 事業所所在地

※車庫が事務所と異なる場合、別に位置図を添付し、所在地住所を記入すること。

(4) 従業員名簿

(5) 保有車両一覧表

※申請者と車両所有者が異なる場合は、賃貸契約書の写し、またはそれに類する書類を添付すること。

(6) 自動車検査証（自動車検査証記録事項）の写し

※所有者・使用者情報が記載されたものが必要です。

(7) 自動車の写真（斜め前方・斜め後方の2方向からの写真）

※登録番号、社名・屋号等が確認できるもので、カラープリントされたものとし、写真の貼付用紙ごとに車両番号を記入すること。

※車両には社名・屋号等を視認しやすい大きさで表示すること。

(8) 処分業の場合：中間処理施設、最終処分施設の施設概要書（処理方法・手順等がわかるもの）、施設平面図及び施設設置許可の写し

※一般廃棄物処分業に限る。

(9) 事業計画書（浄化槽清掃業については不要）

※現に契約している、または契約予定の排出先の事業者等を明示すること。

※作業料金については、概要がわかるように記入または別紙で添付すること。

※作業料金は実態把握の参考とするもので、許可の基準とは関係ありません。

(10) 誓約書

(11) 他市町村の収集運搬業（処分業）の許可、または産業廃棄物の収集運搬業（処分業）の許可を受けている場合は、その許可証の写し。ただし、数が多い場合は別途作成した一覧表の添付でも可。（※許可の概要がわかること。）

(12) 納税証明書3種類（次ページ参照）

【納税証明書について】

◎下記の表のとおり、納税した税務署、都道府県税事務所、市区町村役場それぞれで発行される、①～③の証明書を全て提出してください。

◎法人で申請する場合は法人の、法人登記されていない個人・団体の申請する場合はその代表者の納税証明書を提出してください。

◎納税証明書は、申請日前3ヶ月以内に発行されたものとします。

◎すべてコピーでも可としますが、文字や印影が鮮明なものとし、複数枚同時に証明されている場合は、証明印のあるページを必ず添えてください。

◎完納証明書等「未納の税額がない旨」記載のもの、または、直前2年分の納税証明書に滞納税額がないことを確認のうえ提出してください。

なお、個人事業税、市町村民税等が非課税の場合は、課税証明書等証明できるものを提出してください。

◎納期限が到来している直前2年間に滞納税額がある場合は、受理できません。

納税証明書一覧表

	法人の場合		個人（代表者）の場合		証明書発行機関
①	法人税 消費税及び地方消費税	納税証明書 （※1）	所得税 消費税及び地方消費税	納税証明書 （※2）	納税した 税務署
②	法人都道府県民税 法人事業税	納税証明書 （未納税額のない証明用）	個人事業税	納税証明書 （未納税額のない証明用）	納税した 都道府県税事務所
③	法人市町村民税等 （※3）	完納証明書 （※4）	市区町村民税等 （都道府県民税含む）	完納証明書 （※4）	納税した 市区町村役場

※1（その3の3）「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用。

※2（その3の2）「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用。

※3 東京都の特別区（東京23区）に事業所がある場合は、法人市町村民税に相当する税は法人都民税に含まれて課税されています。

※4 「完納証明書」とは、証明日現在において、市区町村で課税されたすべての税金について、滞納が一切ないことを証明する書類のことを言います。

5 審査基準・許可条件について

- (1) 申請書類については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、同法施行令及び同法施行規則、その他関係法令のほか、刈谷市一般廃棄物処理基本計画及びその他本市の基準に適合しているか、審査を行います。審査方法は、主として書類審査となりますが、必要に応じて実地調査を行う場合もあります。
- (2) 事業所を対象とした収集運搬業の許可申請をする場合は、現に契約している、または契約予定の事業所があることが必須条件です。その事業所名を事業計画書に明示してください。また、一般家庭を対象とした収集運搬業の許可申請をする場合は、そのことを申請書及び事業計画書に明示してください。
- (3) 業務に使用する自動車については、主に貨物を運ぶ構造の車体であり、車体側面などの容易に確認できる部分に、社名・屋号等を視認しやすい大きさで表示してください。社名・屋号等の表示はマグネットなどの貼り付けでも可とします。
- (4) 収集運搬した一般廃棄物の処分方法は、原則として刈谷知立環境組合が管理運営するクリーンセンター及び刈谷市の不燃物埋立場への搬入を原則とします。その他の処理施設へ搬入する場合は、刈谷市の一般廃棄物処分業の許可を有している施設に搬入してください。また、搬入先は事業計画書で明確にしてください。
※市外の処理施設への搬入については6ページの「8その他注意事項(2)」を参照
- (5) 一般廃棄物の収集運搬及び処分業等については、現在、安定した収集・処理体制が維持できているため、原則、新規の許可申請は受付していません。

6 許可の期間・更新について

- (1) 本市は全許可者に対して、2年毎の年度末に一斉に更新事務を行うため、許可期間は、次の更新事務を行う令和7年度末までとなります。
- (2) 許可期間中に収集運搬・処理実績のない場合は原則、更新許可の対象となりません。事業所を対象としたものと一般家庭を対象としたもの両方の許可がある場合、どちらかの実績がない場合は、実績のない方は更新の対象となりません。
※6ページの「8その他注意事項(1)」を参照

7 許可申請事項の変更について

許可申請事項から事業の範囲（営業内容）を変更しようとする場合は、当初の申請から変更になる部分の書類（事業計画書など）を添付のうえ、「変更許可申請書」を提出してください。その際には申請手数料が必要です。審査の上、「変更許可証」を交付します。

ただし、事業の全部又は一部の廃止及び次に掲げる項目について、許可申請事項から変更が生じる場合には、下記の必要書類を添付のうえ「変更届」を提出してください。この場合は、申請手数料は不要です。

（１）氏名又は名称及び代表者

（２）次に掲げる者

①法第７条第５項第４号リに規定する法定代理人

②法第７条第５項第４号又に規定する役員及び政令で定める使用人

③法第７条第５項第４号ルに規定する政令で定める使用人

（３）事務所及び事業場の所在地

（４）事業に使用する車両

（５）事業の用に供する主要な施設の設置場所、構造、規模など

変更届の添付必要書類一覧表

変更事項	添付書類
（１）氏名又は名称及び代表者	・ 法人の場合：変更後の登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書）、定款、誓約書 ・ 個人の場合：変更後の住民票（本籍地が記載されており、個人番号（マイナンバー）は記載されていないもの）及び誓約書
（２）法定代理人、役員及び政令で定める使用人	・ 変更後の登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書） ・ 誓約書
（３）事務所及び事業場の所在地	・ 変更後の登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書） ・ 位置図（住所表示のみ変更の場合は不要）
（４）事業に使用する車両	・ 保有車両一覧表（加除がわかるようにすること） ・ 追加する自動車の写真 ・ 追加する自動車の車検証の写し
（５）事業の用に供する主要な施設の設置場所、構造、規模など	・ 設置場所を変更する場合：位置図 ・ 構造、規模を変更する場合：施設概要書、施設平面図、施設設置許可の写し

8 その他注意事項

- (1) 毎月10日までに、前月分の「一般廃棄物収集運搬・処理実績報告書」を提出してください。実績がない場合も報告が必要です。報告のない場合は実績なしとみなしますが、許可期間中に一度も実績がない場合は原則、更新許可の対象となりません。

※郵送、FAX、電子メールによる提出可。

- (2) 刈谷市内で収集した廃棄物を他市町村の処理施設（民間施設も含む）へ搬入する場合、刈谷市と搬入先市町村において事前協議が必要となり、別途書類の提出等が必要となりますので事前にお問い合わせください。

ただし、原則として刈谷市内で発生した一般廃棄物は刈谷市内で処理することになっており、市外の処理施設へ搬入できるのは、市内の処理施設では処理が難しい場合に限られます。

- (3) 刈谷市外（他市町村）で発生した廃棄物は、発生した市町村内で処理することになっており、刈谷市内に搬入して処分することは、原則できません。万が一搬入する必要がある場合は、刈谷市と搬出元の市町村において事前協議が必要となり、別途書類の提出等が必要となりますので事前にお問い合わせください。

- (4) 営業場所が知立市内のみの場合、刈谷市の一般廃棄物収集運搬業の許可は必要ありません。（搬入先のクリーンセンターの住所は刈谷市ですが、刈谷市と知立市の一部事務組合のため、知立市内で収集した一般廃棄物のみをクリーンセンターへ搬入することについては、刈谷市の一般廃棄物収集運搬業の許可は不要です。）

- (5) 許可証を亡失又は破損したときは、再交付申請書を提出してください。

- (6) 事業を廃止する場合はすみやかに許可証を返納し、廃止届を提出してください。

- (7) 許可を受けた者の氏名又は名称及び収集運搬・処分業等の営業内容については、原則、刈谷市ホームページなどで公表します。

問い合わせ先

〒448-0838

刈谷市逢妻町2丁目26番地1

刈谷市役所ごみ減量推進課（清掃センター内）

電話 0566-21-1705

FAX 0566-26-0507

メールアドレス genryou@city.kariya.lg.jp